施策マネジメントシート(令和3年度目標達成度評価) ^{シート1} _{作成日 令和 4 年 10 月 3 日}

施策体系

12 人権が尊重される社会づくり 3 教育の健康 政策名(基本方針) 施策名

施策統括部	教育部	関係課	総務課
施策主管課	人権啓発教育課	医原体	

1 施策の目的と指標 市民、市外からの通勤・通学 対象 意図 人権が尊重されている

成果指標			
Α	過去1年間で人権侵害を受けていないと思っている人の割合(市民アンケート)	%	
В			
С			
D			

2 性煙生の堆段

<u> </u>	2 指標等の推移								
成果 指標		30年度 現状値	数値区分	2年度	3年度	4年度	5年度	評価	TO A CONTRACT OF THE CONTRACT
			成り行き値	85.8	85.8	85.8	85.8		市民の人権を大切にする意識は持続していると考え実績値は目標値を達成しているが、コロナ禍で人権に
A	%	85.8	目標値	86.0	86.1	86.2	86.3	\circ	実績値は日保値を達成しているが、コロケ禍で入権 関するイベント等が通常開催できなかったこともあり、 前年比は下がっている。
			実績値	90.4	87.8				
В			成り行き値						
			目標値						
			実績値						
			成り行き値						
С			目標値						
			実績値						
D			成り行き値						
			目標値						
			実績値						

※【評価】 ○;目標達成 △;目標をほぼ達成(-5%) ×;目標を未達成

事務事業数・コスト				2年度	3年度	4年度	5年度
事務事業数			本数	37	33		
		国庫支出金	千円	0	0		
	財源内訳	都道府県支出金	千円	6,816	18,487		
		地方債	千円	0	0		
事		その他	千円	66	0		
事業費		繰入金	千円	0	80		
費		一般財源	千円	19,521	25,177		
		事業費計(A)	千円	26,403	43,744	0	0
		(A)のうち指定経費	千円	1,009	952		
	(A)のうち時間外、特殊勤務手当		千円	23	37		
人		延べ業務時間	時間	8,835	8,265		
人 件 <u>費</u>	人件費計(B) 千円			34,836	32,316		
	トータルコスト(A)+(B)			61,239	76,060	0	0

※成果指標の目標値設定とその根拠

Α	過去1年間で人権侵害を受けていないと思っている人の割合について、成り行き値は、平成30年度の実績を踏まえて、令和5年度で85.8%と設定しました。 前期基本計画に引き続き、「人権教育研究大会」「人権フェスティバル」「ハンセン病問題啓発事業」、「出前人権学習会」「啓発チラシの全戸配布」等による人権啓発教育の取り組みにより、人権問題解決の理解が深まると考え、目標値を令和5年度で86.3%と設定しました。なお、セクハラ・パワハラ等が人権問題として受け入れていなかった市民が、啓発教育やマスコミ報道等により、それらの事象が人権侵害であると認識し、「人権侵害を受けた」と回答する市民も増えると想定できることから、年度ごとの目標値を0.1%の上昇としています。
В	

3 施策の特性・状況変化・住民意見等

①施策の基本方針

・人権問題(部落差別・ハンセン病・女性・子ども・高齢者・障がい者・水俣病・外国人・インターネット・LGBTQ等) に対する正しい理解と認識を深め差別の解消と人権尊重を推進します。

②協働によるまちづくりの具体策(施策における市民と行政の役割分担)

市民(事業所、地域、団体)の役割

- ・市民は、人権について理解を深め、人権を尊重する社会づくりの担い手となります。
- ・市民は、人権問題を自らの問題として認識し、解消に向けて行動します。
- 事業所は、相談窓口等の人権を尊重するための仕組みを整備します。
- ・事業所は、性別・年齢に関係なく共に働きやすい職場づくりに努めます。
- ・市民、事業所、地域、団体は、性別にとらわれず個人として能力が発揮できる機会を確保していきます。
- ・事業所、地域、団体は、一人ひとりの人権を尊重し、人権について正しい理解と認識を深めるための学習機会を設けます。

行政の役割(市がやるべきこと)

- ・市は、人権教育・啓発を学校をはじめとする関係機関と連携して進めます。
- ・市は、社会教育(生涯学習)、学校教育での人権教育・啓発の取り組みを充実させ、推進します。
- 市は、人権相談の体制を整えます。
- ・市は、人権教育・啓発を行う地域や団体の活動を支援します。
- ・市は、警察、民生委員、学校、児童相談所、その他関係機関との連携による虐待防止対策に取り組みます。
- 市は、男女共同参画社会の実現に向けた啓発を推進していきます。

③施策の現状(第2期計画策定当初)と今後の状況変化

- ・「部落差別解消推進法」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ対策法」が制定され、地方自治体が人権問題解消のための施策に取り組む責務が謳われました。
- ・「第3次合志市男女共同参画推進行動計画 パートナーシッププラン・こうし」を策定しました。
- ・「人権意識に関する市民アンケート調査」を基に、「市人権教育・啓発基本計画」の第2次改訂を行いました。
- ・菊池恵楓園将来構想検討委員会で将来構想の具体的な取り組みの検討を進めています。
- ・社会情勢の多様化により、LGBTQ等の新たな人権問題も発生しています。
- ・国際化が進む中で、外国籍の市民が増加しており、外国人への人権侵害が懸念されます。
- ・インターネットの普及に伴い、ネット上での誹謗中傷等の人権侵害が社会問題化しています。

④この施策に対して住民(対象者、納税者、関係者)、議会からどんな意見や要望が寄せられているか?

(令和3年度(令和2年度振り返り)の施策評価における議会意見)

- ・パートナーシティー(徳島県阿南市)と連携した事業を計画すること。
- ・SNSによる人権侵害について分かりやすい啓発に努めること。
- ・幼年期から高齢者まで、イベント等へ参加しやすい情報発信や企画内容を工夫し、さらなる人権教育啓発に努めること

(令和3年度(令和2年度振り返り)の施策評価における総合政策審議会意見)

- ・引き続き、人権教育(学習)の機会の提供と学校教育でのさらなる人権教育・啓発に努めること。
- ・新型コロナウイルス感染症に関する人権教育を推進すること。

4 施策の評価

- ①施策の振り返り(施策の方針、経営方針の達成度等)
- ※ 経営方針からの振り返り、貢献度評価の上位の事務事業を記載
- (1)令和3年度経営方針からの振り返りは以下のとおりです。
- ①「部落差別解消推進法」「ハンセン病問題基本法」「ヘイトスピーチ解消法」「障害者差別解消法」等に基づき、国・他自治体・各種団体と連携を図り、人権教育・啓発を推進する。」については、コロナ禍にあって集会での開催が大きな制限を受けているが、人権フェスティバルについては、ぬくもりのある人権のまちづくりを目指しての動画配信による講演や社会福祉法人ふれあい福祉協会助成によるハンセン病問題啓発冊子の印刷、配布等に取り組み、人権教育・啓発を推進しました。
- ②「部落差別等をなくし人権を守る条例」、「人権教育・啓発基本計画」等に基づき、社会の情勢を踏まえ、インターネットによる人権侵害やLGBTQ等の新たな人権問題の解消を目指すため、あらゆる機会を通した効果的な人権教育・啓発を推進する。」については、コロナ禍でイベント等制限を受けたものの、動画配信等の新しい手法で、市民への周知、浸透を図りながら、人権教育・啓発を推進しました。
- ③「市民の声を反映した人権教育・啓発イベントの実施、広報等による啓発教育資料配布等を行い、市民参画の人権教育・啓発を推進する。」については市人権教育推進協議会において、社会教育部会、学校教育部会、就学前教育部会、企業部会の各代表や関係団体に対して、活動費補助を行い各部会で研修会等の人権教育を推進しました。
- ④「第3次男女共同参画推進計画」に基づき、男女共同参画の実現に努める。」については、平成29年3月策定の「第3次男女共同参画推進行動計画(平成29年度から令和3年度までの5年間)」に基づき、現状改善や意識の高揚・浸透を図るため、啓発イベント事業の実施、啓発情報誌(いっぽ)発行など市民への啓発を行い、各種事業の実施にあたっては、合志市男女共同参画推進懇話会会議において内容等の検討を行い実施に取り組みました。また、第3次男女参画推進計画が令和3年度までであるため、第4次男女共同参加推進行動計画(令和4年度から令和8年)を策定しました。
- (2)事務事業貢献度評価の結果では、令和3年度施策の成果を向上させるために貢献した事業として、人権ふれあいセンター主催講座等実施事業、合生文化会館主催講座等実施事業、ハンセン病問題啓発事業、人権フェスティバル開催事業、法律行政相談事業があげられました。

施策マネジメントシート(令和3年度目標達成度評価)

シート4 施策12:人権が尊重される社会づくり

②施策の課題(令和3年度の施策の振り返りから見る課題)

- ・人権問題(部落差別・ハンセン病・女性・子ども・高齢者・障がい者・水俣病・外国人・LGBTQ・新型コロナウイルス感染症をめぐる差別等)を解消し、人権尊重の意識向上に取り組むことが必要です。
- ・学校をはじめとする関係機関との連携を深めることが必要です。
- ・男女共同参画社会づくりについて、変化する社会情勢にあわせた啓発が必要です。
- ・コロナ禍のイベント開催について、創意工夫を行い新たな啓発・教育のやり方が必要です。

5 施策の令和3年度結果に対する審査結果

①政策推進本部での指摘事項(施策目標達成度評価結果報告を受けて令和4年7月22日)

- ・ハンセン病問題については、菊池恵楓園、国、県と連携を図り、人権教育・啓発を行っていくこと
- ・部落差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消法、障害者差別解消法等、に基づく取り組みを推進すること。
- ・行政の責務として部落差別をはじめあらゆる差別をなくし人権を守るまちづくり条例に基づき人権教育・啓発を 行っていくこと。
- ・インターネット・SNS等による差別や中傷をなくすために学校をはじめ、各種団体、国、県と連携し、教育・啓発に取り組んでいくこと。
- ・より多くの人に参加してもらう人権教育・啓発を受ける機会の創出に努めること。

②総合政策審議会での指摘事項(令和4年8月4日、8月10日、8月22日のまとめ)

- ・大人における人権教育・啓発に努めること
- ・人権啓発講座の充実を図ること

③議会の行政評価における指摘事項(令和4年9月6日)

- ・人権イベント・動画配信は市民に積極的にアピールし、市民に確実に人権意識が根付くよう努力すること。
- ・SNSによる人権侵害について具体的な啓発を繰り返し行うこと。
- ・パートナーシティを結んだ阿南市等と連携した新たな取り組みを行い啓発に努めること。

6 次年度に向けた取り組み方針

〇政策推進本部 令和5年度合志市経営方針(令和4年10月3日)

- ①「部落差別解消推進法」をはじめ「ハンセン病問題基本法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「障害者差別解消法」等に基づいて、国や他自治体、また各種団体や学校との連携を図りながら人権教育・啓発を推進します。
- ②「部落差別をはじめあらゆる差別をなくし人権を守るまちづくり条例」、「人権教育・啓発基本計画」に基づき、社会の情勢を踏まえ、SNS等による人権侵害及びLGBTQ等の人権問題の解消のため、あらゆる機会を通して効果的な人権教育・啓発を推進します。
- ③市民の声を反映した事業を企画し、あらゆる年代を対象とした市民参画の人権教育・啓発事業を推進します。 ④男女共同参画推進のため、「第4次男女共同参画推進行動計画」(計画年次 令和4年~令和8年)に基づき、 事業を推進します。